

# 「京王自動車個人会員」規約 京王自動車株式会社

## 第1章 総則

### 1-1 目的

京王自動車株式会社(以下「当社」といいます)は、当社タクシー・自動車整備のご利用に際し、そのご愛顧にお応えするために、プレゼントおよびその他の特典が付く京王自動車個人会員制度(以下「本制度」といいます)を運営します。

### 1-2 会員

- ・本制度は当社タクシー・自動車整備をご利用なさる方を対象とし、当社が認めた個人を会員とします。
- ・入会にあたっては、必要事項を漏れなく正確に申告し、当社に申し込む必要があります。
- ・会員資格は、当社が入会を認め当社システムに正しく入会登録処理が済んだ時点で生じます。
- ・会員は、本規約を理解、承認した上でこれに従うものとします。

### 1-3 会員証

- ・当社は第 1-2 条にて会員と認めた方に、会員証として「個人会員カード」(以下「当カード」といいます)を発行します。当カードの発行は 1 名 1 枚とします。
- ・会員は当カードの所定欄にすみやかに自己の署名を行わなければなりません。
- ・当カードは本人のみが使用でき、他人への貸与、譲渡、担保提供、またはカード情報を使用させてはなりません。
- ・当カードでの代金・料金の支払はできません。
- ・会員証の有効期間は、入会の日からその日以降最初にむかえる 9 月 30 日または 3 月 31 日までとし、当社が引続き会員として適当と認めた場合には、以降半年間ずつ自動更新するものとします。

### 1-4 会員証の提示

- ・会員が本制度の特典を受けようとするときは、タクシー精算時・自動車整備受付時に会員証を提示しなければなりません。提示なき場合の後日処理はいたしません。
- ・会員は、普段使用しているクレジットカード 1 枚の番号を予め当社に登録しておくことができます。登録済みクレジットカードでタクシー料金を精算した場合は、会員証が提示されたものとみなします。

### 1-5 会費

無料とします。

## 第2章 プレゼントの進呈

### 2-1 進呈方法

会員が集計期間中に当社タクシー・自動車整備を利用した金額からポイントを算出し、そのポイントに応じて景品をプレゼントします。ご利用額の加算日付は代金支払処理日もしくは入金日等、当社システムに記録された日とします。

### 2-2 集計対象利用額

#### (1) タクシーの場合

- ・対象利用額は、当社タクシー車両(カードリーダー搭載車)ご利用による乗車料金(消費税を含み、道路使用料および駐車料の立替金は除く)のお支払額です。
- ・一回の精算で登録済みクレジットカードと他の支払方法を併用した場合、対象利用額は登録済みクレジットカードにより支払った金額のみとします。
- ・貸切りタクシー利用時の運営方法は、別の規約により定めます。
- ・対象支払い手段は、現金、チケット、クーポン、福祉券、登録済みクレジットカードとします。

#### (2) 自動車整備の場合

- ・対象利用額は、当社整備工場における車検・点検・一般整備・板金・塗装(車検の諸費用・消費税を除く)のお支払額で、500 円以上の場合です。
- ・対象支払い手段は、現金、クレジットカードとします。

### 2-3 集計期間

- ・集計期間は毎年 4 月 1 日から 9 月 30 日と 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日のそれぞれ半年間(年間 2 回)です。
- ・対象利用額のうち、プレゼント額に達しない部分および、プレゼント額との差分は、次回の集計期間に繰り越されます。
- ・対象利用額の有効期間は、集計期間 6 期分(最大 3 年間)です。有効期間を過ぎた対象利用額は集計から除外されます。

### 2-4 対象利用額の訂正

会員、当社のいずれの責による場合でも、当社は規約等に従って集計された利用額と齟齬のある場合は、適正な対象利用額に訂正する権利を有します。

### 2-5 プレゼント内容

上記方法により集計されたタクシー利用額・自動車整備利用額の合計金額 1 円を 1 ポイントとし、ポイントに応じて景品を送ります。会員からの景品交換申請は不要です。景品内容は以下の規定に従い、当社がポイントに応じ判断するものとします。

- |                              |                                      |
|------------------------------|--------------------------------------|
| ① 50,000 ポイントで 1,000 円相当の景品  | ② 75,000 ポイントで 1,500 円相当の景品          |
| ③ 100,000 ポイントで 2,000 円相当の景品 | ④ 150,000 ポイントで 3,000 円相当の景品         |
| ⑤ 250,000 ポイントで 4,000 円相当の景品 | ⑥ 以後、100,000 ポイントごとに 1,000 円相当の景品を追加 |
- ※11,000 円相当の景品を上限とします。

## 第3章 その他特典について

### 3-1 特典内容

- ・当社整備工場における自動車整備(車検・点検等)時に当カードを提示することで、整備工賃 10%割引をします(板金・塗

装・車検の諸費用を除く。

- ・会員は当社整備工場にてマイカークリニック会員として、日常点検整備を無料で受けることができます。
- ・会員限定のキャンペーンに応募することができます。
- ・当カードの特典について、他のご優待との併用はできません。

### 3-2 京王グループ共通ポイントとの関係

- ・京王パスポートクレジットカードの登録済クレジットカードによる支払の場合のみ京王グループ共通ポイントサービスと併せて本制度の対象利用額とします。それ以外の場合はどちらか一方のみの対象利用額となります。
- ・当社整備工場の整備工賃 10%割引と京王グループ共通ポイントサービスの併用はできません。

### 3-3 特典に関する制限

- ・会員は、提供された特典をいかなる形でも第三者に譲渡・売買および交換することを禁止します。
- ・会員に提供するすべての特典について、当社は、紛失・盗難等を理由とする再提供の義務を負いません。また、特典の発送以降、配送中に生じた遅延、紛失、損害等のあらゆる事故により会員が特典を利用できない状況となった場合についても、当社はそれを補償するいかなる責任も負いません。

## 第4章 その他

### 4-1 個人情報の保護

当社は、会員より提供された個人情報を以下のとおり取り扱います。

#### (1) 個人情報の利用目的

会員より提供された個人情報は、以下の目的のために利用します。なお、個人情報の一部または全部を提供していただけない場合には、会員は本規約に定めるサービスの提供を受けられないことがあります。

- ①本規約で定められた会員サービスの提供およびキャンペーン景品等の送付
- ②タクシー配車業務(目的地までの搬送を含む)
- ③当社および京王電鉄株式会社を中心とする企業グループ(以下、「京王グループ各社」という)および東京私鉄自動車協同組合(加盟している小田急交通、京急交通を含む、以下「私鉄協各社」という)のサービスご利用状況調査、アンケート送付およびその分析

※京王グループ各社の一覧につきましては、ホームページ <http://www.keio.co.jp> をご参照ください。

#### ④当社・京王グループ各社および私鉄協各社の商品・サービス情報のお知らせ

#### (2) メールサービスについて

・会員は、当社個人会員に登録いただく際にお知らせいただく個人情報等を、(株)パイブドピッツの電子メール配信等のAPSサービスを利用して登録することに了承されたものとします。

#### (3) 個人情報共同利用について

・当社は会員の個人情報およびご利用状況について、京王グループ各社と共同利用することがあります。この場合の利用目的は、上記(1)③④のとおりです。

・当社は会員の個人情報およびご利用状況について、私鉄協各社と共同利用することがあります。この場合の利用目的は、上

記(1)②③④のとおりです。

#### (4) 個人情報の照会・訂正および利用停止について

会員は当社に対し、自らの個人情報の照会・訂正および利用停止を請求することができます。請求の方法その他の詳細は本社個人会員担当までお問い合わせ下さい。

### 4-2 登録内容の変更届出義務

・会員は下記の場合、当社本社へ届け出るものとします。

- ①申告内容(住所・氏名等)に変更が生じた場合
- ②当カードの盗難・紛失等、当カードが利用できなくなった場合
- ③1-4条に定める、登録するクレジットカードの番号を変更する場合
- ④脱会する場合

・会員からの届出の不備、誤り、未達等により生じた会員の不利益に対して、当社は一切責任を負いません。特典を送付できなかった場合、特典は直ちに無効となります。ただし、第2章に定めるプレゼントが送付できなかった場合は当社にて3ヶ月間保管し、その後無効となります。

・届出の不備により対象利用額を加算できなかった場合、後日加算処理することはできません。

### 4-3 送付書類の取扱

当社宛にご送付いただいた書類を管理・処分する権利は当社に帰属するものとし、返却いたしません。必要書類の場合はコピーをおとりのうえ、原本を送付してください。

### 4-4 合意管轄裁判所

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

### 4-5 脱会

・会員は、次のいずれかに該当したときは本制度の会員資格を喪失させることがあります。

- ①会員より脱会の申入れがあったとき。
  - ②会員が信用失墜行為等により会員としてふさわしくないと当社が認めるとき。
- ・3年間連続して対象利用額がなかった会員については、当社は会員登録を抹消することがあります。
- ・資格を喪失した会員については、その時点ですべての対象利用額および特典は失効します。

### 4-6 規約の変更

本規約はお客様の要望や便宜上から変更することがあります。最新の規約内容および告知内容は、すべて今までの規約および告知に、優先するものとなります。

付則	2002年10月1日	一部改正	2009年4月1日	一部改正
	2005年4月1日	一部改正		
	2007年4月1日	一部改正		